

高知市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画

平成 30 年 12 月

(令和 2 年 11 月 一部改訂)

高 知 市

1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、四国南部のほぼ中央に位置し、市の北方には急峻な四国山地があり、その支峰である北山に源を発する鏡川の下流域を中心に都市が形成されています。南は浦戸湾を経て土佐湾に面し、東西に広がる海岸線から黒潮が流れる雄大な太平洋を一望できる地理的条件にあります。2005（平成17）年に鏡村、土佐山村と、2008（平成20）年には春野町と合併し、現在の総面積は309.22km²で中山間地、田園地帯、臨海部、都市部とがバランスよく調和した都市となっています。

夏季は高温多湿、冬季は四国山地によって北風が遮られることや黒潮の影響もあって降雪は稀であり、温暖な気候となっています。総面積309.22km²のうち森林面積は17,128haで、森林比率は約55%となっています。森林（民有林）の現況は、戦後続けられてきた造林の推進により、人工林面積は7,942ha、人工林率は約47%となっており、豊かな森林資源が形成されています。しかしながら、これらの森林について、多様で健全な森林づくりを進めている中、林業の採算性の悪化や林業従事者の減少等により間伐等の施業が十分に実施されない人工林や、伐採しても再び植栽等が行われない状況もみられ、継続可能な林業経営への影響が懸念されています。

また、市域内の人工林の約7割が標準的な伐期とされる50年生以上の林齢構成となっており、形状比（樹高を胸高直径で除した係数）の大きい、いわゆる「モヤシ林」で、風倒木被害が発生し始めていることから、間伐整備の促進とともに、自然条件的に林業経営に適さない土地の人工林について、樹種転換を促進する必要性が生じています。

このような中、2015（平成27）年4月に、本市において木質バイオマス発電所が本格稼働したことにより、燃料である間伐材の継続的な需要が確保されることになりました。間伐材が長期的かつ安定的に買い取りされることで、山林所有者の所得向上はもとより、雇用創出など地域に波及効果をもたらしています。

木質バイオマス発電所への安定的な原料供給体制を強化することによって、地域林業の振興に直接的な効果が及ぶことから、鏡川流域の間伐・作業道開設等の森林施業を担う高知市森林組合技術職員の育成支援等に引き続き積極的に取り組みます。また、本市の中山間部を中心に賦存する木質バイオマスを始めとした未利用の地域資源を再生可能エネルギー源として有効活用することを通じ、中山間地域での雇用の確保、森林所有者等の所得向上等により農林業の活性化に努めます。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	面積	備考
高知市仁井田新築 4354 番地	12,278 m ²	木質バイオマス発電施設

3. 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
木質バイオマス発電	6,300kW	

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する 農林漁業の健全な発展に資する取組の内容
(1)本市に賦存する間伐材などの未利用材を木質バイオマス発電事業者が、長期的かつ安定的な価格で買い取ることにより、未利用材の利用促進を図り、森林所有者等の山林所得の向上を実現する取組。
(2)本市が独自に設けている小規模林業者を対象とした「木質バイオマス証明制度」により出荷される未利用材を利用することで、新たな木質バイオマスの出荷を推進する取組。
(3)本市において森林経営計画の策定区域の拡大を進めることで、人工林の木質バイオマス利用を促進し、国土保全機能等の森林の持つ多面的機能の向上を図る取組。

6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間4,000万kWhの発電及び7～8万トンの未利用材の安定供給を図るとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画について、その実施状況（稼働状況、農林漁業の健全な発展に資する取組内容等）を本市に報告することとする。また、目標が達成されない場合は、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した際は、設備整備事業者の責任において、施設の撤去等の対策を行うものとする。

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(1) 農林地所有権移転等促進事業に関する基本方針

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。